

輸出貨物の製造に使用する原材料である旨の証明書交付申請書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟  
輸入業者 住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

輸出貨物の製造に使用する原材料であることについて、関税暫定措置法施行令第2条第2項の証明書の交付を受けたいので、下記により申請します。

なお、この申請は、真実に相違なく、下記の米はこの申請書に記載する用途以外の用途には使用しません。

記

- 1 米の種類及び数量
- 2 輸入単価
- 3 輸出貨物の品名、輸出数量（米換算数量）、  
輸出許可年月日及び輸出許可書類の文書番号
- 4 輸入港
- 5 輸入年月日（予定）
- 6 輸入年月日が属する会計年度における輸入数量の累計

証 明 書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

印

上記申請に係る米は、輸出貨物の製造に使用する原材料であることを証明する。  
ただし、数量の増減は、3の換算数量の±5%以内に限る。